



県章

# 山形県公報

平成31年1月29日（火）  
第3015号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…51
- 同……………（同）…52
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 地籍調査事業計画の決定……………（農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…53
- 同……………（最上総合支庁建設総務課）…54
- 県道の供用の開始……………（同）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………55
- 政治団体の解散……………56
- 資金管理団体の指定……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…59

## 告 示

### 山形県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461番地	ふらぼの 米沢市万世町桑山4485番地	短期入所	平成31. 1. 21

**山形県告示第42号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461番地	ふらぼの 米沢市万世町桑山4485番地	共同生活援助	平成31. 1. 21

**山形県告示第43号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人きずな 米沢市本町三丁目1-55	訪問介護きずな 米沢市本町三丁目1-55	居宅介護	平成31. 1. 18
特定非営利活動法人きずな 米沢市本町三丁目1-55	訪問介護きずな 米沢市本町三丁目1-55	重度訪問介護	同

**山形県告示第44号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢市社会福祉協議会 米沢市西大通一丁目5-60	米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 米沢市西大通一丁目5-60	重度訪問介護	平成31. 2. 1

**山形県告示第45号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
山形市	大字沼木、大字門伝、飯沢、松栄、松栄一丁目、大字青柳、新開一丁目、新開三丁目、宮町、長町、大字上東山、大字村木沢、西見田、飯塚町、中沼、木ノ目田及び横道の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
	大字漆山、大字七浦、大字千手堂、六日町、長町、飯沢、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目、高堂、大字青柳、南石関、石関、中沼、横道、飯塚町、上町及び十日町の各一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

米 沢 市	大字李山及び笹野本町の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
鶴 岡 市	菅野代の一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	谷定及び西荒屋の各一部	同
酒 田 市	生石及び北俣の各一部	同
上 山 市	八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目、旭町一丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来三丁目、南町、けやきの森、長清水二丁目、十日町、二日町及び長清水の各一部	同
長 井 市	今泉の一部	同
天 童 市	大字寺津、大字藤内新田及び大字蔵増の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
大 江 町	大字沢口、大字柳川、大字貫見、大字左沢及び大字三郷の各一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
高 畠 町	大字高畠及び大字根岸の各一部	同
川 西 町	大字下小松の一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市江俣一丁目1290番から 同 五丁目2番6まで	旧	49.5メートル } 9.0	1,093メートル
山形市江俣五丁目2番12から 同 2番6まで	新	49.5メートル } 29.0	36メートル

**山形県告示第47号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1313番3から 同 1951番1まで	旧	24.7メートル } 13.8	43 メートル
同 上	新	16.2メートル } 13.8	同 上

**山形県告示第48号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1947番1から  
同 1951番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月29日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第1号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成31年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠藤ひろあき後援会	遠藤 寛 明	片 山 愛一郎	上山市二日町9-11 2F	平成 30.11.30
山田のりお後援会	伊藤 晴 康	木 川 光 明	最上郡最上町大字塚田101-2 番地	同 12.21
横山かずひろ後援会	横 山 和 浩	松 田 俊 夫	西置賜郡白鷹町大字鮎貝7286番 地	同 12.27
いちむら浩一後援会	市 村 浩 一	市 村 順	酒田市みずほ1丁目18-13	同 31. 1. 4

伊藤ひろゆき後援会	伊藤弘行	佐藤孝志	西置賜郡小国町大字栃倉159	同
浩進会	市村浩一	市村順	酒田市みずほ1丁目18-13	同
鈴木淳士後援会	遠藤淳士	伊藤一誠	東田川郡三川町大字横内字西上田元58番地	同
石山和春後援会	八楯力也	長沼清志	最上郡舟形町富田421番地2	同 1. 8
鈴木ひろし後援会	鈴木裕	鈴木洋子	長井市館町南15番37-18号	同 1. 16

**山形県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成31年1月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党山形県第一区支部連合	石沢秀夫	政治団体の名称	社会民主党山形県第一区支部連合	社会民主党山形県一区支部連合	平成30.11.20

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県中小企業政策推進協議会	安房毅	代表者の氏名	安房毅	山本惣一	平成30.6.7
山形市医師連盟	根本元	代表者の氏名	根本元	門馬孝	同 6.29
		会計責任者の氏名	山本崇	岡部健二	
山形県民社協会	小野寺建	会計責任者の氏名	渋谷朋博	鐘水一美	同 12.1
渡辺ひろい後援会	村田則子	代表者の氏名	村田則子	山口弘子	同 12.7
榎本政規後援会	中村修一	代表者の氏名	中村修一	本城昭一	同 12.16
高橋昭弘後援会	杉山誠	代表者の氏名	杉山誠	佐藤守	同
電機連合山形地協 政治活動委員会	大山健児	主たる事務所の所在地	山形市木の実町12-37	米沢市八幡原5丁目4149番地8	同 31.1.7
		代表者の氏名	大山健児	井上雄吾	
		会計責任者の氏名	平井直之	渡辺洋美	

**山形県選挙管理委員会告示第3号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年1月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
たかなし勇吉後援会	高橋 勲 夫	平成30.12.18
榎会	伊藤 淳	平成30.12.19
鶴岡未来創造の会	本城 昭 一	平成30.12.19
田中あきら後援会	成田 邦 彰	平成30.12.20
山田のりお後援会	押切 喜 作	平成30.12.21
村上順一後援会	小砂川 忠 夫	平成30.12.28

**山形県選挙管理委員会告示第4号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成31年1月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
遠藤 寛 明	山形県議会議員	遠藤ひろあき後援会	上山市二日町9-11 2F	平成 30.11.29
市村 浩 一	山形県議会議員	浩進会	酒田市みずほ1丁目18-13	同 31.1.1

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円	
県営小出アパ ート1号	長井市台町3- 1	3DK	55.7	1	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 2号	同 3- 2	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100		
同 小国アパ ート1号	同 西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同 同 2号	同 同 3-8	同	58.0	3	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		単身可
同 同 白鷹アパ ート	同 同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	59.4	3	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		
同 同 同 2号	同 同 同 725 -1	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		単身可
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		単身可
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	74.4	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	77.9	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100		
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	77.9	2	同	25,400	29,300	33,500	37,800	43,200	49,900		単身可
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	77.9	2	同	25,400	29,300	33,500	37,800	43,200	49,900		
同 同 同 2号	同 同 同 同 同	同	59.4	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年2月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成31年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号



県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成31年3月下旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 19 -28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	5	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	4DK	71.5	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	61.0	2	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同	同	同	64.2	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	

同 末広アパー ト1号	同 末広町23 -63	2LDK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 2号	同 23 -62	3DK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 3号	同 23 -60	2LDK	69.3	4	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	
同	同	同	51.2	3	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	単身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	
同	同	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,200	26,500	30,600	単身可
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	5	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,400	32,800	
同 こがね住宅	同 こがね町 一丁目21-1	2DK	63.5	1	特定目的用 (身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 こがねアパ ー ト1号	同	3DK	63.5	2	一般用	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同	同	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	

同 2号	同 15-22	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500
同 2号	同	同	69.2	6	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100
同 3号	同	同	67.0	2	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	3	同	19,800	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000
同	同	3DK	64.3	3	同	23,200	26,800	30,600	34,600	39,500	45,600
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800
同	同	同	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800
同 遊佐アパー ト	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800

単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年2月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成31年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成31年3月下旬